

平成29年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次	1
第1号（10月23日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会議期間の決定	6
○報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について	6
○議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について	9
○議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について	10
○議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	11
○休憩	13
第2号（10月23日）	
○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15

○地方自治法第121条により出席した説明員	15
○職務のために出席した職員	16
○再開	17
○議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	17
○議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について	18
○議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	20
○散会	21
○署名	23

議 案 目 次

平成 29 年矢巾町議会定例会 10 月会議

1. 報告第 10 号 平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
2. 議案第 70 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 71 号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 72 号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 73 号 平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について

平成29年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

平成29年10月23日（月）午後1時30分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について
- 第 4 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員			

欠席議員（1名）

18番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造 君	総務課長 兼防災安全室長	山本良司 君
企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀 君	産業振興課長	稲垣讓治 君
農業委員会 事務局長	村松 亮 君	農業委員会会長	高橋義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝 君	係 長	藤原和久 君
主任主事	渡部 亜由美 君		

午後 1時30分 開議

○副議長（米倉清志議員） 本日は、議長は都合により欠席となりますので、副議長の私が会議を進行いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、18番、廣田光男議長は、都合により欠席する旨の通知がありました。

会議に先立ち町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 衆議院議員総選挙及び台風21号に関する対応についてご報告を申し上げます。

昨日投開票が行われました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査につきましても、投開票事務ともに大きな問題もなく、順調に進められました。今回の選挙では、期日前投票の投票率で16.5%、最終投票率で60.37%となり、前回3年前と比較して、5.34%の伸び率となりました。特にも、期日前投票は、前回と比較して6割近い増加となっており、選挙当日の悪天候が予想されたために、多くの方々が期日前投票をご利用されたものと思われまじし、制度そのものが浸透してきているものと考えております。今後も矢巾町明るい選挙推進協議会を中心として、2年前から実施しております町内小中学校、不来方高等学校での主権者授業を初めとした啓発活動を継続して実施していただくよう支援してまいります。

また、台風21号への対応状況につきましては、台風の接近に伴い、本町に本日午前0時47分に暴風警報が、午前6時58分に大雨警報が発令されており、現在道路や河川の警戒、果樹栽培農家への落下防止の呼びかけ、煙山ダムの状況監視などを行っております。

また、岩手県風水害対策支援チームからの避難に関する指導をいただき、昨日午後6時に矢巾町災害警戒本部を設置し、さわやかハウスを避難所として開設して、町内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令をいたしたところであります。避難者につきましては、昨日午後7時45分に開設いたしました福祉避難所でありますケアセンター南昌に1世帯2名の方が避難しており、そのほかの対応状況といたしましては、矢巾中学校が休校措置をとり、他の小中学校は、学習発表会や文化祭の振りかえ休校としていることから、町内小中学校全てが

本日休校となっております。

なお、被害状況については、リンゴの落下を初め、現在調査中であることを申し添えさせていただきます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○副議長（米倉清志議員） ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開します。

これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○副議長（米倉清志議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（米倉清志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

9番 川 村 農 夫 議員

10番 山 崎 道 夫 議員

11番 高 橋 七 郎 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○副議長（米倉清志議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月3日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） ご異議なしと認めます。

よって、10月会議の会議期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の 専決処分に係る報告について

○副議長（米倉清志議員） 日程第3、報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款県支出金に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金を新設補正し、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費を新設補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,447万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,768万1,000円とするものであります。

これらのことにつきましては、9月28日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第4号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（米倉清志議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細について私から説明させていただきます。

9ページをお開き願います。今回の補正につきましては、歳入歳出とも昨日実施されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るもの、それだけというふうな内容になってございます。

なお、9月28日専決といたしましたのは、衆議院解散に伴いましてということでございます。

説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行わせていただきます。それでは、歳入。14款県支出金、3項委託金1,342万3,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金104万7,000円。

これによりまして、財政調整基金につきましては12億8,850万5,000円となるものでございます。

続きまして、歳出にまいります。13ページをお開き願います。歳出。2款総務費、4項選挙費1,447万円、内容につきましては、説明欄のとおりでございますが、今回の選挙で選挙用備品等の購入がありましたことを説明とさせていただきます。最後のところにあります選挙用備品235万5,000円、計数器の購入等でございます。

以上で報告第10号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副議長（米倉清志議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第4 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○副議長（米倉清志議員） 日程第4、議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本町の農業委員の報酬の額及び、その支給方法等に関し、所要の改正を行うものであります。その改正内容であります。第1条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、報酬として、国から農地利用最適化交付金が農業委員会に対し交付されることに伴い、その交付金を報酬として農業委員に対して支給するものであります。

また、第2条の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の求めにより会議に出席した者に対して旅費を支給する規定の条番号に変更があったことから、その所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（米倉清志議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第70号については、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） ご異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま産業建設常任委員会に付託した議案第70号については、本日開催されます産業建設常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、産業建設常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

日程第5 議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

○副議長（米倉清志議員） 日程第5、議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、土地改良法の改正に伴い、矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の所要の改正を行うものであります。その改正内容であります、土地改良法等の

一部を改正する法律により、土地改良事業の工事が完了したときの公告に関する規定の条番号に変更があったことから、所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（米倉清志議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第71号 矢巾町国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（米倉清志議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について

○副議長（米倉清志議員） 日程第6、議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、火葬場使用料及び火葬時間に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。現在矢巾斎苑の運営に係る指定管理料や火葬炉のメンテナン

ス経費から算定した検体分を除く一般の火葬、1件当たりに係る経費が5万2,000円ほどに増加し、管理運営費を圧迫していることから、今後施設利用者の方々にご負担をお願いいたしたく、これまでの町内在住者で10歳以上の場合は4,000円、10歳未満及び改葬の場合3,000円であったものを、それぞれ1万円、7,000円に。町外在住者で10歳以上の場合3万5,000円、10歳未満及び改葬の場合2万5,000円であったものを、それぞれ5万円、3万5,000円に改正するものであります。

また、現在の火葬時間は、午前10時、11時、午後2時の時間設定となっておりますが、午前中においては、施設の利用が重なる時間帯が生じてしまいますので、また混雑することから、各火葬時間の間隔を2時間に設定し、火葬時間を午前10時、12時、午後2時に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（米倉清志議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第72号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第72号については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第7 議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

○副議長（米倉清志議員） 日程第7、議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、13款国庫支出金にバルクリース方式による省二酸化炭素、いわゆるCO₂改修事業費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金を新設補正し、また16款寄附金の一般寄附金を増額補正とし、13款国庫支出金の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業補助金を減額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費にバルクリース方式による省二酸化炭素改修事業を新設補正し、また1款議会費の調査研修事業、2款総務費の企画総務事業、地方創生事業、財政調整基金積立事業、3款民生費の経済対策に伴う臨時福祉給付金給付事業、9款消防費の災害対策事業を増額補正とし、2款総務費の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,978万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長(米倉清志議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第73号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(米倉清志議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第73号については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(米倉清志議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○副議長（米倉清志議員） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

それでは、直ちに議案第70号については、産業建設常任委員会を開催し、また議案第72号及び議案第73号については、予算決算常任委員会を開催し、報告書を当職のもとに提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

高橋町長ほか参与の方々には退席されて結構です。

午後 1時57分 休憩

平成29年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第2号）

平成29年10月23日（月）午後4時41分再開

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員			

欠席議員（1名）

18番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋昌造 君

総務課長 山本良司 君
兼防災安全室長

企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	産業振興課長	稲垣譲治君
農業委員会 事務局長	村松亮君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午後 4時41分 再開

○副議長（米倉清志議員） 再開します。

ただいまから本日の会議を再開します。

追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

ここで皆さんにあらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程を終了することが難しい状況にありますので、午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により会議時間を延長することをあらかじめ宣言いたします。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○副議長（米倉清志議員） 日程第1、議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、この議案は、産業建設常任委員会への付託に係るもので、産業建設常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

高橋七郎産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 高橋七郎議員 登壇）

○産業建設常任委員長（高橋七郎議員） 平成29年10月23日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、高橋七郎。

産業建設常任委員会審査報告書。議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本常任委員会は、平成29年10月23日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第70号に対し、次のことを附帯決議を付する。

記。1、町農業委員会における「農地等の利用の適正化の推進に関する指針（案）を早期

に示し、農地利用の最適化に向けた活動実績及び成果実績の評価方法と新たに追加された必須事務の対価として支払われる報酬の算定に関する評価点及び係数等について、早期に明確化を図れるよう強く要望する。

2、新農業委員会制度のもとに行われる農業委員候補者の推薦及び公募について、従来の職務とは大きく異なり、農地利用の最適化の推進に向けた役割が新たに設けられたことを明記し、応募者が役割や業務内容を十分に認識できるよう努められたい。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして審査報告といたします。

○副議長（米倉清志議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（米倉清志議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について

○副議長（米倉清志議員） 日程第2、議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について、この議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成29年10月23日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例について。

本常任委員会は、平成29年10月23日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

なお、本委員会は議案第72号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、火葬場使用料は、昭和57年から現行料金を維持し運営してきており、また、駐車場の拡充や冷房装置の設置、トイレの洋式化など、利用者の利便性を向上させるため鋭意取り組んできたことは高く評価する。しかし、利用者からは、待合室が狭い、参列者の受け付けスペースが狭い、斎場が狭い、遺族控室の前を通らなければトイレに行けない、外で待つ場合は、天候によって大変であるなど、さまざまな施設の問題点が指摘されている。より使い勝手がよい火葬場にするため、施設改修等の計画を立て、早期に対応することを強く求める。

2、火葬炉の老朽化に伴い、焼却の際に黒煙が発生するなど、近隣環境への影響が出ていることから、火葬炉の更新など、早期に対処されたい。また、火葬場施設全体の更新と長寿命化について、費用対効果を十分検討し、見きわめながら施設の改修計画を進められたい。

3、火葬場のあり方について、場所や規模など、将来どうあるべきかをさまざまな観点から十分に検討することを望むとともに、中長期的な展望における構想を示されたい。

以上でございますが、議員各位のご賛同をいただきますことをお願い申し上げまして報告いたします。

○副議長（米倉清志議員） 委員長の報告が終わりました。

本案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

討論に入ります。討論ございませんか。

川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、議案第72号に反対討論いたします。

まず第1点目は、現在火葬場が狭く不便であるとか、黒煙が出るなどの本格的改修が行われていない時点での値上げであること。それから、2点目は、上げ幅が2.5倍以上であること。盛岡市、紫波町は、新しい施設で値上げされております。大きく異なっているので、これが2点目です。3点目は、今年度上下水道料金の値上げ、そういう状況で町民に大きな負担がかかるということで反対いたします。

以上、3点です。

○副議長（米倉清志議員） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第72号 矢巾町火葬場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（米倉清志議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

○副議長（米倉清志議員） 日程第3、議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について。

この議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成29年10月23日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6

号) について。

本常任委員会は、平成29年10月23日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

以上でございますが、議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げて報告いたします。

○副議長（米倉清志議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（米倉清志議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第73号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（米倉清志議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○副議長（米倉清志議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって平成29年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署名議員

署名議員

署名議員